

若さを活かした明るい職員を目指して

加藤 桃子 さん



かとう ももこ さん / 平成2年8月生まれ / 北見信用金庫津別支店に勤務

青春

くろーずあっぷ

「直接お客様と接する窓口で、ありがとつ」と言われるとうれいすね」と話すのは、今年の4月から社会人の仲間入りをした加藤さん。平成2年生まれ、19歳で、出身は美幌町。美幌北中学校、北見緑蔭高校を卒業後、北見信用金庫津別支店へ就職。

では吹奏楽部へ所属したランベットの担当。2年生の時には『第20回全日本マーチングコンテスト』で全国大会へ出場したことがあり、たくさんの方がいて緊張したんですが、とても楽しかったです。(笑)と当時を振り返ります。これからやってみたいことを伺うと「スノーボードをしたいです。数年前から始めているんですが、滑った回数も少なく、思い通りに滑れないので、今年は昨年より多く滑りたいと思っています」と笑顔で語ってくれました。

温故知新

【379】

ばん馬生産者

大野 稔 さん



おおの のぶる さん / 昭和9年3月、津別町で生まれる / 75歳 / 活潑在住

昭和9年、津別町字高台の農家に生まれ、昭和41年、活潑(第3)に移り、農業を営んだ大野さん。「幼い頃から動物が好きで、今までに畑の堆肥のため牛、豚などを育てましたが、馬が一番好きです」と話を振り返ってくれた。「戦時中の買い上げ軍馬は、大変な事だったので、買い上げになつた馬を見に行ったことを覚えていませよ」と語る。

「津別の開拓、農耕、冬山造材にはなくてはならない労働力で、当時、農家には最低でも馬が2頭飼われていて、家族の一員でした」と語る。

「昭和40年7月25日、育てた馬が第1回道管北見競馬特別競争(3歳馬)において優勝したのが、ばん馬の生産者になって、育てる始まりです」と語る。

平成16年、体調を崩し、畑作をやめ、好きな馬は育て続けていたが、平成20年8月、体力の衰えから、活潑市街に転居され、43年間の生産者としての仕事を終える。

ばんえい競馬の廃止が検討され始め、平成19年、旭川市、岩見沢市、北見市が撤退し、帯広市競馬場の単独開催となる。

「ばん馬は、北海道ならではの歴史、文化があり、好きだし可愛い。大事なものを無くしてはごまきませよ」と存続を訴える。

社団法人日本馬事協会から、重賞レース「ばんえいオークス」に出走した「プリンセス」で、ばん馬生産者に贈られる「優良農用馬生産者賞」を、平成21年3月29日、帯広市内のホテルで受賞。

「今までに強い馬を6頭輩出することが出来てうれしい」と語る。

大切に愛情をこめて育てた、競走馬「ツヘンユウ(母馬)」「コーネル」は、現役で活躍を続けている。

健康いきいき

家庭介護教室

次の日程で「家庭介護教室」を開催します。

介護している方、関心のある方など、どなたでも参加できます。みんなで介護について学びませんか。都合の良い日を選び、申込みください。

△日程・内容▽
11月5日(木)
「お年寄りの栄養・食事の工夫」

からだの調子を整える栄養のバランス、お年寄り向けの味付けや調理の工夫、食事を取るときの姿勢の注意点について、一緒に勉強してみましよう。また、お茶や味噌汁に「とろみ」を付ける方法を実践し、試食体験もします。今後のいざという時のために知ってためになる内容です。是非ご参加ください。

講師
土井ゆかり 管理栄養士
(津別町特別養護老人ホームいちの園)

11月6日(金)
「口腔ケア(お口と歯のお手入れ等)」

老化を遅らせるためには、食べ物「かむ力」のみ込む力を保つことが大切であるといわれています。そのためには、歯のお手入れだけでなく、お口のはたらきを整えることが重要です。参加された方々にお口のケア試供品を差し上げます。お口の中の乾燥を防いだり、歯のお手入れの便利グッズの使い方を具体的に伝えます。介護方法のみならず、「ご自分の健康や美容のためにも参考になる話が盛りだくさんです。」

講師
柳原光代 歯科衛生士

場所
津別町林業研修会館(役場裏) 2階研修室
時間(5日・6日)
18時30分~20時30分
(受付18時15分~)
参加申込み
11月4日(水)までに下記まで連絡下さい。

お問い合わせ 津別町地域包括支援センター(役場内) ☎76-2158

暮らしを支える

税

扶養控除等と住民税

年末調整や確定申告等の扶養親族(配偶者も含みます。)(の控除については、その扶養される方の所得金額が38万円以下でなければなりません。収入金額が給与のみの場合は、103万円以下であれば所得金額が38万円以下になります。なお配偶者の場合、収入金額が給与のみの場合は103万円を超え141万円未満であれば所得金額に応じた配偶者特別控除の対象になります。

扶養等の控除の対象となる所得金額が38万円以下であれば所得税はかかりませんが、住民税は扶養等の控除の対象でも所得金額によって均等割や所得割が課税される場合があります。

- ・所得金額が28万円以下(給与収入であれば93万円以下)であれば均等割、所得割とも課税されません。
- ・所得金額が28万円を超え35万円以下(給与収入であれば93万円を超え100万円以下)の場合では均等割は課税されますが所得割は課税されません。
- ・所得金額が35万円を超える(給与収入であれば100万円を超える場合)と均等割、所得割とも課税になります。が、所得割については所得控除により課税されない場合があります。

お問い合わせ ☎76-2151 税務担当(220・221) 収納担当(218)